



# 山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外(18)

## 目 次

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程..... 1

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第24号

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会規程(昭和32年3月県選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第15条の3第3項中「専門員」を「専門員、主査」に改める。

第15条の4第8項中「事務」を「係の事務」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 主査は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成20年4月1日印刷  
平成20年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056